「信州地域クラブ活動応援サポーター」認証制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、中学校部活動に代わって市町村・市町村教育委員会が主体となり運営する地域クラブ活動において、指導者の確保や保護者の費用負担の軽減等を図り、中学生期のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、市町村、市町村教育委員会及び地域クラブ等（以下「地域クラブ等」という。）に対し、指導者・協力者（以下「指導者等」という。）の派遣や運営支援等を行う企業・各種団体又はスポーツ・文化芸術団体等（国及び地方公共団体を除く）（以下「企業等」という。）を認証する「信州地域クラブ活動応援サポーター（以下「応援サポーター」という。）」について必要な事項を定めることを目的とする。

（認証の対象）

第２条　中学生期の部活動の地域展開の意義に賛同し、地域クラブ等に対し指導者の派遣や運営支援等を行う企業等とする。

２　応援サポーターとして認証できる者は、長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でない者のうち、次の各号に基づき別表に掲げる支援を行う者とする。

(1) 指導者等の派遣による支援

ア 派遣

応援サポーターは、市町村及び市町村教育委員会が主体となって運営する地域クラブ等の活動場所等（以下「派遣先」という。）に指導者等を派遣するものとする。

イ 派遣先における支援内容

指導者等として、子どもの活動指導や見守り、大会への引率等、地域クラブ等の運営を支援するものとする。

ウ 派遣に係る諸条件の決定

指導者等の派遣に係る報酬額や交通費など、この要綱に定めのない諸条件については、企業等の意向を踏まえ、運営主体となる市町村・市町村教育委員会及び実施主体となる地域クラブ等が協議により決定するものとする。

(2) 施設の貸与による支援

ア 施設の貸与及び使用料の減免は、企業等と地域クラブ等が年度ごとに条件を確認し実施することを原則とする。

イ 施設の管理や使用方法は企業等と地域クラブ等が協議により決定する。

ウ 使用施設の管理上明らかな瑕疵があり、当該瑕疵に起因する事故等が生じた場合は、管理者である企業等が責任を負う。その他、通常の地域クラブ活動により使用者が負傷した場合は、負傷した本人又は地域クラブ等がその責任を負う。

(3) 用器具等の提供による支援

用器具等の提供内容、時期及び回数等については、企業等と地域クラブ等が協議により決定する。

(4) 財政的な支援

ア　企業等が地域クラブ等の活動に対して財政的支援を行う場合は、ふるさと信州寄付金事業の「信州地域クラブ活動応援サポーター」プロジェクト（「長野県直営　共創型ふるさと納税受付サイト「ガチなが」」 掲載）への寄付により実施するものとする。

イ　受納した寄付金については、初期の目的に資する助成制度により長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が地域クラブ等に交付することとし、必要な要綱等は別に定める。

(5) その他

ア　企業等は、職員の地域クラブ活動への参加を促進するため、企業等の内部環境の整備及び職員への周知を実施する。

イ　その他、所期の目的に資する支援を実施する。

（認証の申請）

第３条　応援サポーターとして認証を希望する企業等は、「信州地域クラブ活動応援サポーター」登録申請書（様式第１号）（以下「申請書」という。）を教育長に提出するものとする。

２　教育長は、申請書を受理後、必要に応じて聞き取りを行い、企業情報及び支援内容等の確認を行うものとする。

（認証）

第４条　教育長は、前条の規定による申請内容が適正であると認められる場合は、当該企業等を応援サポーターとして認証し、当該企業等に対し「信州地域クラブ活動応援サポーター」認定証（様式第２号）（以下「認定証」という。）、認証ロゴマーク（別紙１）及び認証小旗（別紙２）を交付するとともに、県ホームページにおいて別に定める事項を公表する。

(1) 企業等の名称及び所在地、事業概要

(2) 応援サポーターとしての支援内容

２　応援サポーターとして認定証の交付を受けた企業等は、従業員等にその旨を周知するものとする。

３　応援サポーターは、別紙１の認証ロゴマークを使用した印刷物等を作成し広告等を行うことができる。

（認証の有効期間）

第５条　応援サポーターの認証は、その有効期間を定めないものとする。

（認証の変更）

第６条　応援サポーターは、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、変更内容を「信州地域クラブ活動応援サポーター」変更届出書（様式第３号）により、速やかに教育長に届け出るものとする。

⑴　企業等の名称

⑵　企業等の所在地

⑶　支援の内容

（認証の辞退）

第７条　応援サポーターは、認証継続の意思を失ったときは、「信州地域クラブ活動応援サポーター」辞退届出書（様式第４号）に交付を受けた認定証（及び認証小旗）を添付し、速やかに教育長に届け出るものとする。

（認証の取消し）

第８条　教育長は、応援サポーターが第２条の規定に該当しないことが明らかになったとき、又は法令に違反したとき、その他、応援サポーターとして適当でないと判断される事実を認めたときは認証を取り消すことができる。

２　応援サポーターとしての認証の取り消しを受けた企業等は、交付を受けた認定証及び認証小旗を速やかに教育長に返還しなければならない。

（応援サポーターへの支援）

第９条　教育長は、次に掲げる措置等により、応援サポーターへの支援に努めるものとする。

⑴　地域クラブ活動の支援に積極的に取り組む企業等として、県のホームページや広報媒体等での紹介

⑵　その他必要に応じた支援

（応援サポーターによる支援の申し込み）

第10条　地域クラブ等は、第２条第２項に規定する支援を希望する場合は、「信州地域クラブ活動応援サポーター」による支援申込書（様式第５号）（以下「支援申込書」という。）を原則として支援を希望する１ヵ月前までに教育長に提出するものとする。教育長は、支援申込書の内容について応援サポーター及び地域クラブ等と調整し、必要とする支援のマッチングを行うものとする。

（実績報告）

第11条　地域クラブ等は、応援サポーターによる支援を受けた場合は、「信州地域クラブ活動応援サポーター」による支援実績報告書（様式第６号）を当該年度の３月末までに教育長に提出する。

（個人情報の取扱い）

第12条　教育長は、本事業で知り得た個人情報については、長野県個人情報保護条例に基づき適正に取扱うものとする。

（事務の所掌）

第13条　この要綱に関する事務は、長野県教育委員会事務局保健厚生課において所掌する。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関して必要な事項は教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和７年６月２３日から施行する。

（別表）

1　地域クラブ等への指導者等の派遣
（1）　休日の地域クラブ活動指導
（2）　平日の勤務時間外の地域クラブ活動指導
（3）　平日の勤務時間中の地域クラブ活動指導
（4）　オンラインによる遠隔指導
2　地域クラブ等への施設の貸与
（1）　施設の貸与（使用料の減免を含む）
3　地域クラブ等への用器具等の提供
（1）　用器具等の提供
4　地域クラブ等への財政的支援
（1）　「信州地域クラブ活動応援サポーター」プロジェクトへの寄付
（2）　本県の地域クラブ等への寄付・賛助会員
5　その他の支援
（1）　地域クラブ活動への参加促進
ア　企業等の内部環境の整備（参加奨励や休暇制度の整備、休日における副業の推奨など）
イ　地域クラブ活動への支援に関する職員への周知
ウ　その他、地域クラブ活動への参加促進に資する支援
（2）　その他、所期の目的に資するとして長野県教育委員会教育長が認める支援
ア　用器具販売・施設使用料等の割引など受益者負担軽減に資する支援
イ　交通費負担軽減等に資する支援
ウ　指導者の資質向上に資する支援
エ　その他、地域クラブ活動の推進に資する支援